

防火管理者の資格

(消防法施行令第3条)(消防法施行規則第2条)

甲種防火管理者

(A又は①～⑪のいずれかに該当する者)

A

甲種防火管理講習の課程を修了したもの
(特定防火対象物で収容人員が300人以上の防火対象物の防火管理者に選任された場合は、講習修了日後の最初の4月1日から5年以内(場合により防火管理者に選任された日から1年以内)に甲種防火管理再講習の課程を修了する必要があります。)

①

学校教育法による大学又は高等専門学校において、総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業したもので、1年以上防火管理の実務経験を有するもの

②

市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職(消防士長以上)に1年以上あったもの

③

労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者として選任されたもの

④

消防法施行規則第4条の2の4第4項に規定する防火対象物の点検に関し、必要な知識及び技能を習得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者

⑤

消防法第13条第1項の規定により危険物保安監督者として選任されたもので、甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者

⑥

鉱山保安法第22条第3項の規定により保安管理者として選任されたものにあつては、同条第1項の規定により保安統括者として選任された者

⑦

国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、1年以上管理的又は監督的な職(係長又は係長相当職以上)にあつた者

⑧

警察官又はこれに準ずる警察職員で、3年以上管理的又は監督的な職(巡査部長以上)にあつた者

⑨

建築主事又は1級建築士の資格を有するもので、1年以上防火管理の実務経験を有する者

⑩

市町村の消防団員で、3年以上管理的又は監督的な職(班長以上)にあつた者

⑪

①～⑩に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者

乙種防火管理者

(B又は①～⑪のいずれかに該当する者)

B

乙種防火管理講習の課程を修了したもの